

1. 件名：原子力エネルギー協議会との面談

2. 日時：令和3年4月2日（金）16：30～17：30

3. 場所：原子力規制庁8階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課	森下課長、関口係長、椎名係員
地震・津波審査部門	大浅田管理官、田中係長
技術基盤グループ技術基盤課	佐々木企画調整官
原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）	事務局長、他4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨：

ATENA から、LCO 等の見直しについて、資料に基づき説明があった。原子力規制庁から、本件について次回 CNO 意見交換会の議題としたい旨発言があった。

ATENA から、関西電力株式会社大飯3号機加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な指示事案について、技術課題の整理を進めており、4月中に面談をしたい旨発言があった。

ATENA から、「航空機落下事故に関するデータ」の NRA 技術ノートについて、各社にて、保安規定に基づく活動又は事業者の自主的な取組として、公表された最新事故データ等を用いた航空機落下確率の再評価を行い、原子力施設の防護措置の要否を判断する旨発言があった。

原子力規制庁から、令和3年2月19日の面談で受領した資料「EDGの連続運転時間について」に関し、文書のクレジットが事業者連名になっており ATENA でない理由を質問した。ATENA から、今回は ATENA が窓口として取りまとめをしたが、今後、本件が電力共通の技術的課題となった場合は ATENA クレジットで回答する旨発言があった。

特定せず策定する地震動に係る令和3年3月10日の面談で事業者側から出た令和3年度第50回原子力規制委員会（令和3年1月20日）の資料の記載に係る質問について、原子力規制庁から、新解釈施行から3ヶ月内の基準地震動の変更が不要と考える手続きは新規制基準許可済みの施設が対象であり、新規制基準適合性審査中の施設は、新解釈施行後補正申請を行うか、現行解釈の許可を受けた後新解釈に係る許可申請を行う、との意味で記載している旨回答した。

ATENA から、原子力規制庁における免震ガイドの検討状況について、質問があった。原子力規制庁から、ガイド案の記載内容を精査しているため策定に時間がかかる旨発言があった。

原子力規制庁と ATENA で、引き続き CNO 会議の開催に向けて日程調整を行うことを確認した。

6. 配付資料：

・LCO 等の見直しについて

以上